

タブレット端末レンタルサービス約款

第1条 (適用関係)

1. タブレット端末レンタルサービス約款(以下「本約款」という)は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がタブレット端末等(第2条にて定義する)の貸与を行うサービス(詳細は第2条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)を利用する者(以下「利用者」という)と当社との間に適用される。
2. 本約款に定めのない事項については、ぐるなび台帳約款(以下「原約款」という)が適用されるものとし、本約款と原約款の規定が相反する場合は、本約款の定めが優先して適用されるものとする。
3. 前項の定めに基づき本サービスの利用につき原約款を適用する場合、本約款における用語の定義は、次の各号に掲げるとおり読み替えて適用する。
 - (1) 「利用者」
第1項に定める「利用者」
 - (2) 「本サービス」
次条に定める「本サービス」

第2条 (本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスを提供する。
 - (1) 利用者に対し、以下の端末一式(以下「タブレット端末等」という)を貸与するサービス
 - ① 利用者が本システムを利用するために必要となるタブレット型端末
 - ② その他付属機器一式
 - (2) 前号に付随する諸サービス
2. 当社は、当社の裁量で本サービスの内容を変更することができる。

第3条 (本契約の成立)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申し込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本約款に基づく利用希望者と当社との契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条 (本契約期間)

1. 本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約成立日から第9条に定めるレンタル期間の開始日から起算して1年後の応当日の前日までとする。
2. 本契約期間の満了日の30日前までに利用者または当社から相手方に対し本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、本契約は同一条件にて1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
3. 前2項の定めにかかわらず、原約款に基づく当社と利用者との間の契約が終了した場合、当該契約の終了日をもって、本契約は終了する。

第5条 (本サービス料)

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、本申込書記載の利用料(以下「本サービス料」という)を支払う。
2. 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期および方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。

第6条 (委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

第7条 (タブレット端末等の貸与)

1. 当社は、利用者に対し、本申込書に定める台数のタブレット端末等を貸与する。
2. 当社は、本契約成立後遅滞なく、利用者が別途指定する納入場所に、タブレット端末等を発送する。
3. 利用者は、タブレット端末等の納入が完了した場合、速やかに当該タブレット端末等を検査し、瑕疵がないことを確認するものとする。利用者は、検査の結果タブレット端末等に瑕疵を発見した場合、速やかに当社に通知するものとする。

第8条 (使用目的)

利用者は、タブレット端末等を、本システムを利用する目的でのみ使用し、これ以外の用途で使用してはならない。ただし、当社が別途許諾した場合はこの限りでない。

第9条 (レンタル期間及び最低利用期間)

1. 利用者に対するタブレット端末等の貸与期間(以下「レンタル期間」という)は、当社が利用者に対してタブレット端末等を発送した日(以下「端末発送日」という)が属する月の翌月1日から本契約が終了する日までとする。
2. 利用者は、端末発送日が属する月の翌月1日から2年間(以下「最低利用期間」という)、本サービスの利用を継続するものとする。
3. 当社の責に帰すべき事由によらずに、最低利用期間中に本契約が終了した場合、利用者は、違約金として、本申込書記載の本サービスの標準提供価格(月額)に契約終了時における最低利用期間の残存月数(本契約終了日を含む暦月を初月として計算する)を乗じて得た金額を、当社の請求に応じて支払うものとする。

第10条 (タブレット端末等の取扱い)

1. 利用者は、タブレット端末等が第7条に基づき利用者が指定する納入場所へ納入された時点から当該端末等を当社へ返却するまでの期間、当該タブレット端末等を、善良な管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。
2. 利用者は、タブレット端末等を利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) タブレット端末等のセキュリティを確保するためのパスワードを設定すること
 - (2) タブレット端末等を従業員等が容易に利用することのできる場所に設置すること

- (3) タブレット端末等の電源の確保その他タブレット端末等の利用に必要な設備や通信回線接続環境等の環境を設定し、常に利用可能な状態を維持すること
3. 利用者は、タブレット端末等を、利用者の従業員、役職員その他の本システムを利用するためにタブレット端末等を使用する必要がある者(以下「従業員等」という)以外の第三者に貸与し、または使用させてはならない。
4. 利用者は、タブレット端末等自体またはその設置、保管および利用に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する責任を負うものとする。
5. 利用者は、前各項に定めるほか、別途当社が定める条件に従いタブレット端末等を使用するものとする。

第11条 (保守)

1. 当社は、利用者に対し、次の各号に掲げるタブレット端末等の品質を保証するための業務(以下「保守業務」という)を提供することができる。ただし、当社が提供する保守業務には、タブレット端末等以外の機器や通信ネットワーク等の保守、設定もしくは調査は含まない。
 - (1) タブレット端末等が故障した場合における当該機器および部材の修理を実施する業務
 - (2) 前号の場合において当該タブレット端末等の修理が不能または著しく困難な場合、代替のタブレット端末等または部材を提供する業務
 - (3) 前各号のほか、当社が別途定める業務
2. タブレット端末等の保守にかかる諸条件(保守業務の詳細、費用等を含むがこれらに限られない)は、本約款に定めるほか、当社が別途定めるものとする。

第12条 (保守業務にかかる便宜の提供)

1. 利用者は、当社(保守業務にかかる委託先を含む。以下、本条において同じ)が要求した場合、当社に対し、保守業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる便宜を提供し、または指定店舗をしてこれを提供させるものとする。
 - (1) タブレット端末等の設置場所(以下「設置場所」という)への出入りの保証
 - (2) 電力、スペース、電話および通信または各種消耗品の無償提供
 - (3) タブレット端末等の一時移動停止
 - (4) 設備状況、システム構成、通信ネットワーク等の調査、点検およびその結果の共有
2. 当社は、前項第1号に基づき設置場所へ出入りする場合、利用者の指示および規則に従うものとする。

第13条 (保守にかかる費用の支払い)

1. 保守業務の履行により費用が生じる場合、当該費用負担については、利用者および当社間で協議の上決定する。
2. 当社は、前項の協議の結果利用者が負担する費用が決定した場合、当該決定がなされた日が属する月の翌月末日までに利用者へ請求書を発行し、当該費用を請求するものとする。
3. 利用者は、前項に定める請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、当社が指定する金融機関に請求書記載の金額を振込むことにより支払うものとする。

第14条 (タブレット端末等にかかる所有権等)

1. タブレット端末等にかかる所有権は、当社に帰属する。
2. タブレット端末等に利用者が付した利用者の所有権に属する他の物件にかかる所有権は、当社が書面により利用者に所有権が帰属することを認めた場合を除き、当該物件がタブレット端末等に付着した時点で、無償で当社に転移するものとする。
3. タブレット端末等について、第三者が権利主張、保全処分または強制執行等(以下「権利主張等」という)により当社の所有権を侵害するおそれがある場合、利用者はその侵害防止に努めるとともに、直ちにその旨を当社に通知する。

第15条 (交換部品の所有権)

保守業務の履行に伴って交換された不良部材の所有権は、すべて当社に帰属するものとする。

第16条 (禁止事項)

利用者は、タブレット端末等を利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) タブレット端末等を初期化すること
- (2) タブレット端末等の解析、分解、改造等を行うこと
- (3) タブレット端末等に当社が許諾しない電気通信機器等を接続すること
- (4) タブレット端末等をセキュリティ上問題のあるインターネット環境に接続すること
- (5) 当社に無断で、タブレット端末等の表面に対する塗装、シールの貼付その他加工を行うこと
- (6) タブレット端末等の利用に必要な通信に要する費用、電気代および消耗品等の負担をすること(ただし、当社と通信事業者との間の契約内容が毎月一定の通信量の上限を定めるものであり、かつ毎月当該上限に対し一定の通信料を支払うことになっている場合における当該一定の通信料および当社が別途定める料金についてはこの限りでない)
- (7) タブレット端末等を第8条に定める使用目的または当社が別途許諾した目的以外に使用すること
- (8) タブレット端末等を第三者に転売すること
- (9) タブレット端末等を他の不動産または動産に付着させること
- (10) タブレット端末等の占有を移転し、または設置場所から移動させること
- (11) 当社が別途禁止するアプリケーションをダウンロードし、またはタブレット端末等にインストールすること
- (12) 当社が事前にタブレット端末等にインストールしたアプリケーションを削除、複製、リバース・エンジニアリングまたはソースコードの解析を目的とする行為を行うこと
- (13) 前各号のほか、当社が別途禁止する行為

第17条 (タブレット端末等の返却)

1. 終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合、利用者は、当社の定める方法により、タブレット端末等を直ちに当社に返却するものとする。
2. 当社は、本契約終了後相当期間が経過したにもかかわらず、タブレット端末等が当社に返還されない場合、利用者に対し、損害金として、金70,000円(税別)を請求することができる。

3. 当社は、本契約終了後、利用者から当社に返還されたタブレット端末等に故障、不具合等が発見され、当該端末に修理が必要であると判断した場合、損害金として、金 32,000 円(税別)を請求することができる。
4. 前 2 項に基づき当社に支払われた損害金は、いかなる事由が生じても利用者に返金されないものとし、利用者はあらかじめこれを承諾する。
5. 本契約終了後相当期間が経過したにもかかわらず、タブレット端末等が当社に返却されず、または利用者が第 2 項及び第 3 項に定める損害金の支払いを行わない場合、利用者は、当社がタブレット端末等または損害金を回収するため利用者の店舗、事務所その他の場所に立ち入ることおよび回収に要する費用を利用者が負担することをあらかじめ承諾する。

第18条(データ等の取扱い)

1. タブレット端末等に保存されたデータ等は、利用者が、自らの責任において管理するものとし、データ等の消失につき、当社は一切責任を負わない。
2. 利用者は、当社にタブレット端末を返却するときは、当該タブレット端末等に保存されているデータ等(ただし、当社が別途指定したものは除く)をすべて消去するものとする。なお、返却されたタブレット端末等にデータ等が残存していた場合、直ちにこれを消去できるものとする。これによって、利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社一切責任を負わない。

第19条(残存条項)

終了事由のいかんを問わず、第 5 条(本サービス料)、第 14 条(タブレット端末等にかかる所有権等)、第 17 条(タブレット端末等の返却)および第 18 条(データ等の取扱い)の規定の効力は、本契約終了後も有効に存続する。

以上

制定日:2018 年 9 月 24 日
改定日:2021 年 8 月 3 日